

児童相談所整備に関する検討状況等について

1 これまでの主な取り組み

平成28年改正児童福祉法により、特別区が児童相談所（以下、「児相」と言う。）を設置することが可能となったことから、早期に子どもと家庭の支援体制の強化を図るため、以下のとおり検討を進めている。

項目	28年度	29年度	30年度
検討体制・ 検討内容	○検討委員会の設置 (ロードマップ等作成)	○検討部会の設置(児童相談体制全般、施設、人事、その他)	○検討部会の設置 (基本計画策定)
設置予定地	○国有地を児相用地として購入 (小石川三丁目14番)	○敷地内建物の解体工事 ○埋蔵文化財試掘調査 ○暫定利用整備工事設計	○暫定利用整備工事後、地域のひろばとして利用 (7月頃)
人事関係		○児相準備担当の設置 ○職員の確保・育成計画の策定(検討部会)	○職員の育成計画に基づき、各児相へ職員派遣を開始
地域住民への周知等	○児相の設置等に関する住民説明会を開催	○解体工事に関する住民説明会を開催 ○暫定利用の周知	○暫定利用管理に関する説明会を開催(表町町会、礪川地区町会連合会)

2 基本計画の策定

これまで取り組んだ検討内容に基づき、主に、以下の内容を整理した基本計画を今年度中に策定する。また、策定に当たり、学識経験者の監修を受ける。

- (1) 児童相談行政の現状と課題
- (2) 基本方針
- (3) 計画条件

施設整備条件、計画敷地条件及び関係法令について整理

- (4) 配置・平面計画

諸室の配置及びゾーニングを想定した施設のモデルプランの作成

3 基本計画策定スケジュール

平成30年 7月 基本計画策定作業着手  
10・11月 素案作成/議会報告  
平成31年 3月 基本計画策定

4 施設整備等のスケジュール(予定)

	30	31	32	33	34
基本設計 実施設計	基本計画	基本設計	実施設計		
建設工事等	暫定整備工事	ひろば利用期間(予定) H30.7~H32.7	※埋文調査	建設工事	10月 児相開設

※埋蔵文化財試掘調査(H29年度実施)の結果、遺跡が発見されたため、建設工事前に本調査を実施。